

# 治山林道協会報

## 平成二十八年度 治山林道事業の予算の執行について

平成二十八年度政府予算における「林野公  
共予算」については、平成二十七年当  
初予算の九九%に相当する一、八〇〇億円が認めら  
れ、平成二十七年補正予算と合わせた、い  
わゆる国の「十二ヶ月+a予算」としては、  
当初予算の一〇一%に相当する二、〇二〇億円  
となりました。

県では、平成二十八年度当初予算において  
は、平成二十七年(二月補正予算)と平成  
二十八年度(当初予算)を合わせた、「十二ヶ  
月+a予算」を編成し、「南海トラフ地震を見  
据えた事前防災・減災対策」と「県産材生産  
量の増産に向けた路網整備」の推進を図り、  
切れ目のない治山・林道事業の実施による早  
期の「安全・安心」の確保と「経済・雇用」  
対策を積極的に取り組んでまいります。



### 一 治山事業について

治山事業は、森林の持つ水源のかん養、生活環  
境の保全など公益的機能の維持増進を図るとも  
に、山地に起因する災害から国民の生命、財産を  
守る国土保全政策の一つであり、健康で潤いある  
生活を実現する身近で必要不可欠な事業です。

平成二十七年(二月補正予算)と平成二十八  
年度(当初予算)とを合わせた「十二ヶ月+a予  
算」につきましては、山地治山事業で  
十二億一千八百八十三万三千円、防災林整備事業  
で八百七十三万四千円、水源地域整備事業で  
一億九千六百五十三万五千円、保安林整備事業で  
一億六千三百七十七万七千円、地すべり防止事業で  
四億三千二百二十三万八千円(対前年当初比  
一〇七・六%)の執行を予定しています。

なお、事業別の箇所数、予算額については、別  
表一覧表を参照してください。

### 二 林道事業について

林道事業は、森林の持つ多面的機能「国土の保  
全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、  
地球温暖化の防止、林産物の提供など」の維持・  
増進を図るための森林整備に必要な基盤整備を進  
め、その多様な機能を高度に発揮させるとともに、  
都市部との交流を促進し、山村地域の定住基盤の  
基礎となり、生活環境の改善に資する骨格的な林  
道の整備を総合的に実施します。

森林基盤整備事業の平成二十八年度(当初予算)  
につきましては、二十四億四百三十一万円で(対  
前年当初比九九・六%)の執行を予定しています。

なお、事業別の路線数、予算額については、別  
表一覧表を参照してください。

● 平成28年度治山林道事業の予算の執行について … 1	● 平成28年度入札・契約制度の改正について … 9
①治山事業について ②林道事業について	● 県人事異動 … 11
● 就任挨拶	● 第32回治山林道写真コンクール作品募集 … 13
徳島県農林水産部長 松本雅夫 … 2	● 全国森林土木建設業協会・安全標語コン
農林水産基盤整備局長 川崎陽通 … 3	クールの募集について … 13
森林整備課長 山岡嘉暉 … 4	● 本協会の主な動向(12月~2月) … 13
● 治山林道事業に関して 知事への要望 … 5	● 備忘録 … 13
● 大規模崩壊危険度判定における一考察 … 7	

目次

CONTENTS

# ■平成28年度 治山事業

(単位：千円)

区 分	27年度当初 事業費 (A)	12ヶ月+α予算				対比 (B+C)/A	当初予算 対比 C/A	備考
		27年度補正		28年度当初				
		箇所数	事業費 (B)	箇所数	事業費 (C)			
<b>治山事業</b>	<b>1,326,074</b>	<b>2</b>	<b>120,000</b>	<b>50</b>	<b>1,313,474</b>	<b>108.1%</b>	<b>99.0%</b>	
<b>山地治山</b>	<b>1,114,807</b>	<b>2</b>	<b>120,000</b>	<b>35</b>	<b>1,091,833</b>	<b>108.7%</b>	<b>97.9%</b>	
復旧治山	654,097	2	120,000	19	589,591	108.5%	90.1%	
予防治山	460,710			11	371,223	80.6%	80.6%	
緊急予防治山				5	131,019			
<b>防災林整備</b>	<b>15,284</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>8,734</b>	<b>57.1%</b>	<b>57.1%</b>	
海岸防災林造成	15,284			1	8,734	57.1%	57.1%	
<b>水源地域整備</b>	<b>175,239</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>196,530</b>	<b>112.1%</b>	<b>112.1%</b>	
水源森林再生対策	0							
奥地保安林保全緊急対策	175,239			7	196,530	112.1%	112.1%	
水源の里保全緊急整備	0							
<b>保安林整備</b>	<b>20,744</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>16,377</b>	<b>78.9%</b>	<b>78.9%</b>	
保安林改良	20,744			7	16,377	78.9%	78.9%	
保育	0							
<b>林野地すべり防止事業</b>	<b>380,400</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>403,238</b>	<b>106.0%</b>	<b>106.0%</b>	
<b>地すべり防止</b>	<b>380,400</b>			<b>8</b>	<b>403,238</b>	<b>106.0%</b>	<b>106.0%</b>	
<b>計</b>	<b>1,706,474</b>	<b>2</b>	<b>120,000</b>	<b>58</b>	<b>1,716,712</b>	<b>107.6%</b>	<b>100.6%</b>	

(注) 1. 平成28年度当初予算は国の内示により変動する。

# ■平成28年度 林道事業

(単位：千円)

区 分	27年度当初 事業費 (A)	12ヶ月+α予算				対比 (B+C)/A	当初予算 対比 C/A	備考
		27年度補正		28年度当初				
		路線数 (地区数)	事業費 (B)	路線数 (地区数)	事業費 (C)			
<b>森林基盤整備事業</b>	<b>2,413,272</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>56</b>	<b>2,404,310</b>	<b>99.6%</b>	<b>99.6%</b>	
<b>県営事業</b>	<b>1,377,875</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>19</b>	<b>1,404,750</b>	<b>102.0%</b>	<b>102.0%</b>	
地方創生推進交付金	1,334,825	0	0	18	1,319,700	98.9%	98.9%	
地域自主戦略交付金	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	
農山漁村地域整備交付金	43,050	0	0	1	85,050	197.6%	197.6%	
森林環境保全整備事業(公共)	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	
林業専用道等整備事業	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	
<b>市町村事業</b>	<b>1,035,397</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>37</b>	<b>999,560</b>	<b>96.5%</b>	<b>96.5%</b>	
地方創生推進交付金	880,957	0	0	30	805,160	91.4%	91.4%	
農山漁村地域整備交付金	89,640	0	0	4	97,200	108.4%	108.4%	
森林環境保全整備事業(公共)	64,800	0	0	3	97,200	150.0%	150.0%	
林業専用道等整備事業	64,800	0	0	3	97,200	150.0%	150.0%	
林道点検診断・保全整備事業	0	0	0	(0)	0	0.0%	0.0%	
<b>合 計</b>	<b>2,413,272</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>56</b>	<b>2,404,310</b>	<b>99.6%</b>	<b>99.6%</b>	

(注) 1. 平成28年度当初予算は、国の内示により変動する。

# 就任挨拶



徳島県農林水産部長

## 松本雅夫

本年の定期人事異動によりまして、農林水産部長を拝命いたしました。



このたびの熊本地震によりまして、お亡くなりになりました皆様

方に、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお、被災をされ、苦しんでおられる避難者の皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。今後、被災地の要請に応じて、支援をしたいと思っておりますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

さて、本県では、未来を拓く農林水産業の実現に向け、「T P P を迎え撃つ農林水産業の体質強化」、「徳島版地方創生の具現化による農山漁村の次代への継承」、「災害・被害に強い農林水産業の確立」を最重要施策とし、効果的かつ強力に、スピード感を持って取り組んで参ります。

また、皆様には、日ごろから治山林道事業はもとより、本県の農林水産行政全般にわたりまして、御理解と御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し

上げます。

さて、平成二十八年度は、「地方創生・本格展開」とし、「地方創生の旗手・徳島」として、「一億総活躍」のモデルを本県から発信し、「日本創成の礎を築く」との気概を持ち、本県の取組みをさらに進化させ、「一歩先の未来」を見据えた、徳島ならではの「地方創生」を本格展開して参ります。具体的には、

- ・ T P P を迎え撃つ「もうかる農林水産業」の具現化をはじめとした、「経済・雇用対策の推進」
- ・ 大規模災害を迎え撃つ「国土強靱化地域計画」の具体化をはじめとした、「安全・安心対策の推進」
- ・ 人口減少社会を迎え撃つ「一歩先の未来」を切り拓く新たな処方箋としての「大胆素敵とくしま」の実現

の三つの柱を核とし、「課題解決先進県」として、取り組んできた成果をしっかりと踏まえ、「県民視線・現場主義」で「創造力・実行力・発信力」を遺憾なく発揮することにより、名実ともに「地方創生」を先導して参ります。

T P P への対応といたしましては、「攻め」と「守り」双方の対策を盛り込んだ「徳島県T P P 対応基本戦略」に基づき、T P P による環境変化の下でも農林水産業が再生産可能となるよう、地域の実情に応じたきめ細やかな対策をしっかりと進めて参りま

すので、皆様の更なる御支援、御協力をお願いいたします。

「農林水産業の成長産業化」につきましては、本年四月、本県待望の農学系学部であり、全国初、六次産業化人材を育成する徳島大学「生物資源産業学部」が設置の運びとなりました。去る一月二十九日には、徳島大学との間で、「徳島県農林水産業の成長産業化及び関連産業の振興に関する協定」を締結したところであり、新学部と農林水産総合技術支援センターを中核とした「アグリサイエンスゾーン」の活用その他、本年四月に那賀高校に森林クリエイト課を開設し、林業から地方創生を担うフレッシュユナ人材を育成します。

さらに、現場で即戦力となる人材を育成する「とくしま林業アカデミー」を同じく本年四月に開講し、主伐による県産材増産の推進や、架線集材作業に必要な技術習得に向けた実地研修の実施など、次代を担う人材の育成や新技術の開発など、さらなる連携を強化して参ります。

国・県の財政事情や公共事業を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあります。地方創生の旗手・徳島はもとより、「一億総活躍のモデル」、そして「日本創成の礎」を築き上げていくため、地元市町村や地域住民の皆様と十分に連携を図りながら、効率的な事業推進に努めて参りたいと考えておりますので、皆様のなお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

結びといたしまして、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝を祈念申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

農林水産基盤整備局長

川崎陽通



定期人事異動により

まして、農林水産基盤整備局長を拝命いたしました。

このたびの大地震によりまして、被災をさ

れました皆様方に、心からお見舞いを申し上げますと思います。今後、被災地の支援をやっていきたいと思っています。皆様方の御協力をお願いいたします。

昨年度発足されました農林水産基盤整備局は、農林水産業の競争力の強化、成長産業化を支える農地・農業用水、森林、漁港等の生産基盤の整備を図るとともに、県土強靱化に向けた老朽施設の長寿命化や耐震化の促進、さらには、農山漁村地域の活性化に向けて一体的に取り組むため、農林水産部の基盤整備所管課を統合した組織でございます。昨年度は農林水産基盤整備局として、国に政策提言するなど一定の成果を得たところです。

本県の森林・林業の発展はもとより、強い農林水産業づくりに全精力を傾注して参りますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国におきましては、地球温暖化を防止するとともに、豊富な森林資源を循環利用するための間伐等の森林施業や路網の整備等の着実な実施等により林業の成長産業化を実現と、近年の集中豪雨等による山地災害の発生や地球温暖化による山地災害発生リスクの上昇予測等を踏まえた事前防災・減災対策を推進しております。

こうした状況を踏まえ、本県におきましても、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模災害を迎え撃つ事前防災・減災対策を講じる観点から、森林整備の基盤施設である林内路網を計画的に整備することに加え、緊急輸送路・避難路・迂回路となる林道整備を推進するとともに、治山事業では、津波や山腹崩壊、近年多発傾向にある集中豪雨や台風による山地災害に備え、治山施設整備や森林整備、海岸防災林の整備により、県民の生命・財産を守る対策を強力に推進して参ります。

さらに、「徳島県国土強靱化地域計画」を平成二十七年三月に策定し、南海トラフ巨大地震をはじめ、いかなる大規模自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った災害に強い県土づくりを実現するため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に取り組み、県土の強靱化に向けた対策をより一層加速して参りたいと考えております。

また林業の取り組みでは、これまでの「林業再生」

から「林業飛躍」、そして「次世代林業プロジェクト」に至る十年間のプロジェクトを引き継ぐ「新次元林業プロジェクト」において、平成三十六年度までの十年後には県産木材の生産量・消費量をプロジェクト開始前の約四倍となる六十万立米へと増加させることや、新規林業就業者数を現状の二百二十八人から五百四十六人に倍増させることを、戦略目標として掲げています。その目標達成のためには、林道を始めとする路網の整備が必要不可欠であり、木材の生産拠点である森林を保全する治山事業を推進することが合わせて重要であると考えています。

県におきましては厳しい予算編成となっておりますが、このことを機会あるごとに国に提言するなど、事業量の確保に全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝、御繁栄を祈念いたしまして就任のあいさつとさせていただきます。



森林整備課長

## 山岡 嘉暉



この度、四月一日付の定期人事異動によりまして森林整備課長を拝命しました。

熊本県を中心とした

大地震によりまして、

被災をされました皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。今後、被災地の復旧等につきまして、支援をしたいと思いますので皆様方の御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

治山林道協会員の皆様方には、日頃から本県の森林土木事業の推進に御理解、御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、「地方創生」をリードする「課題解決先進県・徳島」として、「課題解決の処方箋」を発信し、新しい「価値観」を創造する「オンリーワン徳島」を実現するため、平成二十七年より四箇年の県政運営指針となる「新未来『創造』とくしま行動計画」を策定し、「経済・好循環とくしま」、「安全安心・強靱とくしま」、「環境首都・新次元とくしま」などの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

また、林業関係では、昨年度に「新次元林業プロジェクト」を策定し、平成三十六年度までに県産材の生産量・消費量をプロジェクト開始前の約四倍となる六十万立米まで高める戦略目標を掲げております。この目標達成のためには、林道など路網整備や、木材生産拠点である森林を保全する治山事業は、非常に重要と考えております。

こうした中、林道事業では、林内路網を効率よく整備することや、「南海トラフ・活断層地震対策行動計画」に基づいて、緊急輸送路を補完する林道の整備を推進いたします。

さらに林道をいろいろな方々に、快適に使用していただくため、昨年度に「とくしま林道ナビ」を開発いたしました。これは、交通規制情報や周辺のトイレ、ガソリンスタンド等、便利情報を総合的に発信するサイトで、林道周辺地域に新しいにぎわいを興すなど、産業用道路という林道本来の目的に加え、付加価値的な新たな展開を考えており、今年度は皆様方により知っていただくイベントを開催予定です。

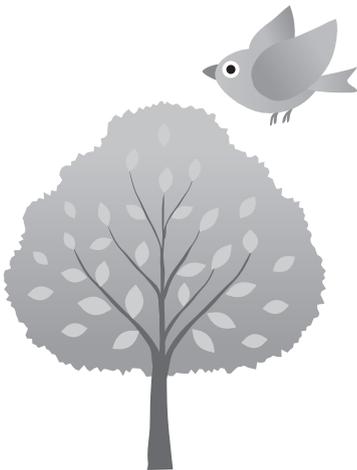
また、治山事業では、「南海トラフ巨大地震」や「ゲリラ豪雨等による土砂災害」等の自然災害から地域住民の生活を守る「事前防災・減災対策」を推進し、「自然災害に強い農山漁村づくり」について、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

このように、治山林道事業は、「中山間地域」の経済と生活基盤を支える重要な事業であることが

ら、平成二十八年年度予算については、平成二十七年（二月補正予算）を含む、「十二ヶ月＋α予算」とし、切れ目なく施策を実施することで、自然災害に備えた「事前防災・減災対策」を加速するとともに、「経済・雇用対策」を強力に推進し、地域の活性化を図ることとしております。

国・県ともに財政状況は大変厳しいところではありますが、今後とも積極的な事業展開を図っていくことが必要であり、予算の獲得に引き続き努めて参りたいと考えていますので、治山林道協会会員の皆様方のお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。



# 治山林道事業に関して 知事への要望

平成二十七年十二月二十五日飯泉嘉門徳島県知事に対し「治山林道事業に関する要望」を山口会長、川真田副会長、川原副会長はじめ役員十三名で行いました。要望の主な内容は治山林道事業の平成二十八年度予算及び平成二十七年補正予算の拡充・確保。また毎年県下各地で林地被害（山腹崩壊、林道施設災害）等が多発するためそれに対する早期復旧と円滑な事業執行の要望を行いました。

知事からは①治山林道事業を通じた森林の整備・保全是県土強靱化、地球温暖化防止対策、県内経済の活性化等において非常に重要である。②安全安心対策の推進ではスピード感をもって県土強靱化を図るべく治山林道事業予算を確保する。③治山林道施設災害においては早期に機能回復を図るため年度内の発注を進める。④新次元林業プロジェクトの県産材の増産体制において林内路網整備は不可欠である。以上の事柄等を踏まえ、今後も引き続き治山林道事業予算の確保に努めたいとの回答がありました。

詳細内容の要望事項は次のとおり。



徳島県知事 飯泉嘉門 殿

## 治山林道事業に関する要望

平素は、治山林道事業の推進並びに本会の活動に格別の御配慮を賜っておりまことに、厚くお礼申し上げます。

さて、森林は、地球温暖化防止や水源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能を有し、私たちの豊かな暮らしを育むなど、県民の生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしております。

しかし、未だ過疎化や高齢化による林業従事者の不足、間伐等の遅れによる森林荒廃の問題は解消されておらず、今後の適切な維持管理が課題となっております。

昨年十二月には、県西部において記録的な大雪による倒木が発生し、多くの集落が孤立、災害救助法の適用を受けるほどの事態となったことは記憶に新しいところであります。

また、今年の台風十一号をはじめとした豪雨が、県下各地に大きな被害をもたらす、全国的には、茨城県、宮城県において、多くの尊い人命が奪われました。

このように近年多発している「局地的な集中豪雨や台風」に伴う大規模な山地災害、また、近い将来、発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」による津波や山腹崩壊に備えるため、山地防災力の強化に対する県民の意識は、ますます高まっております。

一方、県におかれましては、林業の一步先の未来を切り開く「新次元林業プロジェクト」を展開し、県産材の更なる増産と利用の拡大を図るため、雇用の創出と森林資源の循環利用による森林・林業を核とした「地方創生」の実現に取り組んでおられると伺っております。

このため、治山林道事業による「土砂災害等に対する事前防災・減災対策の推進」、「路網整備による生産基盤の強化と生産力の向上」、近い将来、発生が危惧される「南海トラフ巨大地震への対応」など、「緑の国土強靱化」に資する治山林道事業の円滑な遂行が不可欠であります。

つきましては、県の財政事情が非常に厳しい中とは存じますが、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

一 近い将来、発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」や「局地的な集中豪雨」等に対し、森林の持つ多面的機能を高め、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、「治山林道事業及び地すべり防止事業」の積極的な推進に向けての（補正予算も含めた）予算の拡充及び特段の配慮。

二 新次元林業プロジェクトの推進を実現させるため、林道を核とした路網整備により木材の搬出コストの低減を図るとともに、近い将来、発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」をはじめとした大規模災害時には、緊急輸送路を補完し、避難路・迂回路となる林道等を効率的に整備するため、「林道事業」の積極的な推進に向けての（補正予算も含めた）予算の拡充及び特段の配慮。

平成二十七年十二月二十五日

徳島県治山林道協会 会長

山口 俊 一

今回は、第五十一回近畿・中国・四国地区 治山林道研究発表会において優秀賞を受賞された「大規模崩壊危険度判定における一考察について」を紹介いたします。

# 大規模崩壊危険度判定における一考察 徳島県三好市東祖谷西山地区を例として

徳島県南部総合県民局 一原 哲也  
国土防災技術株式会社 古谷 綱崇

## 1. はじめに

現在、山地における大規模崩壊の危険度を判定する手法としては、平成二十六年に林野庁が策定した「大規模崩壊潜在斜面危険度判定マニュアル」により危険度の判定を行っている。徳島県でも、その手法を用いて地すべりの危険度判定を行ったところ、危険度が高いと判定されたブロックが、全体の1/4を占めるとともに散在している事案が見られたため、今後の調査や対策工事を計画するべく、新たな手法によるデータ比較を試みた。

## 2. 概要

徳島県は、東西に走る中央構造線とそれに平行する地質構造線、これらに派生する断層群によって著しく破碎された地質条件にあり、広域で変成岩が分布している。(図1) 高知県との県境に近い三好市東祖谷に位置する西山地区は、断層を挟んで、三波川帯泥質片岩類と御荷鉾緑色岩類が分布しており、御荷鉾緑色岩類の風化土は、膨張性粘土鉱物を含み、斜面災害の素因の一つと考えられ、古くから地すべり現象が発生しており、抑止工、抑制工等による対策が行われてきた。しかしながら、平成二十三年頃より、さらに奥地に位置するブロックの地すべり活

動が活発化し始め、さらに隣接するブロックにおいても潜在すべりがあると考えられている。このことから同地区は、地質構造的に地すべりがさらに拡大していく可能性が高く、各ブロック毎の危険度を判定し、効率的に対策を行っていく必要がある。同地区の地すべりは、地形判読から100ブロック以上あると考えられており、地上からの踏査のみでは限界があるため、簡易に、しかも正確に地すべり危険度を判定する手法が必要である。そこで、西山地区の一、〇七九haに及ぶ広範囲において地すべりや崩壊などの斜面災害危険箇所を特定するために、航空測量データを用いた大規模崩壊危険度判定を行った。

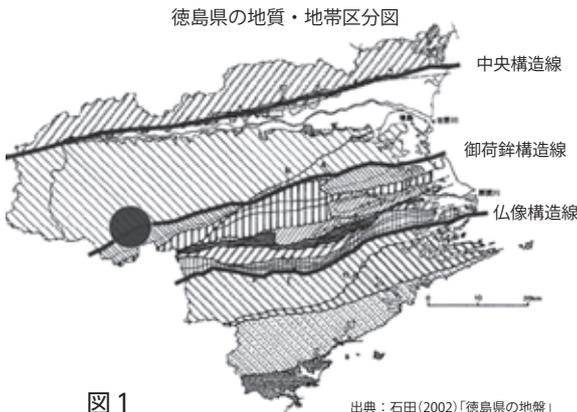


図1

出典：石田(2002)「徳島県の地盤」

## 3. 大規模崩壊潜在斜面危険度判定マニュアルの流れ

その手法として、平成二十六年に林野庁が行った大規模崩壊潜在斜面危険度判定マニュアルに基づき、危険度判定を行った。流れとしては、航空レーザ計測データから作成した地形表現図を用いて微地形判読を行い、次に大規模崩壊の単元斜面、簡単に言えば地すべりブロックを推定する。単元斜面は防災科学技術研究所の「地すべり地形分布図データベース」および、微地形判読により設定した。最後に各評価点から危険度判定をA～Dの四ランクに区分して、大規模崩壊潜在斜面の抽出を行った。

## 4. 大規模崩壊危険度判定の結果と課題

その結果を図2に示す。Aランク評価箇所は一一六箇所中二八箇所であり二四・一％であった。今後、調査や対策を行っていくためには優先順位を決定していく必要がある、そのためには、移動状況などから現状を評価することが必要である。そこで、二つの時期の航空レーザ測量データをもとに標高差分を行い、変動の大きい斜面の抽出を行った。

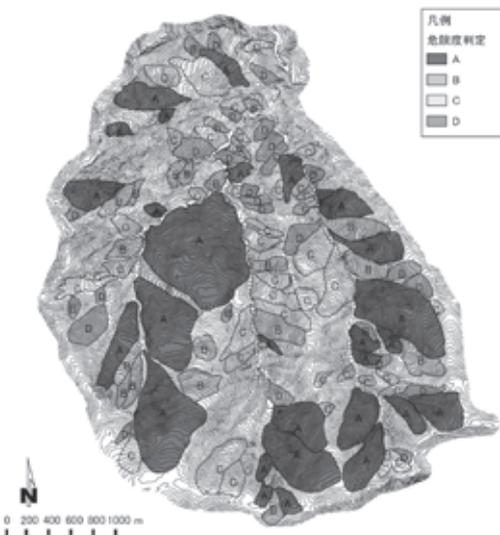


図2

## 5. 差分解析

取得データとして、平成二十一年に四国山地砂防事務所が実施している当該地のデータと、平成二十五年に四国森林管理局が実施したデータの、二つの時期のデータを使用し、標高差による差分解析を行った。隆起もしくは堆積したと考えられる箇所を暖色系、沈降もしくは浸食箇所を寒色系で表した結果を図3に示す。なお±0.5mの範囲は航空レーザー測量誤差の範囲とし、白抜きにしている。差分解析の結果、事例1と事例2で数mに及ぶ隆起と浸食が確認された。

事例1は幅約10m、斜面長約1,000mの針状の形状を示し、事例2では幅約500m、斜面長1,000m程度の範囲で斜面が変動している状況が認められる。事例1は形状から表層浸食によるものと考えられる。一方、事例2は活動状況や形状から地すべりの様相を呈しており、規模や活動状況から早急な対策が必要であることが分かった。

## 6. 大規模地すべりの現況

図4に標高差分結果から抽出された地すべり地の

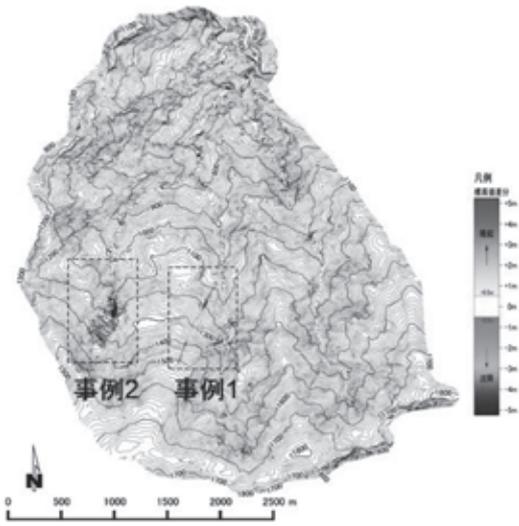


図3

拡大図を示す。解析から地すべり活動が顕著な範囲は寒暖色の範囲である事が分かる。暖色箇所は標高1,000m付近から標高1,200m、寒色箇所は標高1,200mから標高1,300m付近である。暖色箇所は地すべり活動によって押し出しを受けている範囲であり、寒色箇所は沈降した範囲である。地すべり末端部では地すべりの押し出しによって、写真1に示す様に鋼製治山ダムの袖部が変形している。また、地すべり頭部は写真2に示す様な調査孔の浮き上がりや、約10m程度の連続する亀裂が認められるなど、様々な変状が確認された。これらの状況を差分解析と照らし合わせると、差分解析の推定は現地状況と合致していることが分かる。

## 7. まとめ

二つの時期の差分解析を行った結果、一〇七九haという広範囲の面積においても優先的に地すべり対策・調査を行うエリアを特定できた。また、活動エリアから地すべりブロック範囲を特定でき、かつ移動形態等を推定することができた。今後の課題

としては、差分解析は二つの時期のデータが存在しないと解析が行えないということが挙げられる。しかし、施工ブロック及び対策箇所の優先順位付けの根拠となり、事業計画に有効活用が出来ることが判明した。従って、今後の地すべり対策や調査においても、一般的に行われているボーリング等の地すべり調査に加えて、このような差分解析を積極的に導入していくことが望ましいと考える。最後にデータの提供をいただいた四国山地砂防事務所ならびに四国森林管理局の方々に感謝申し上げます。

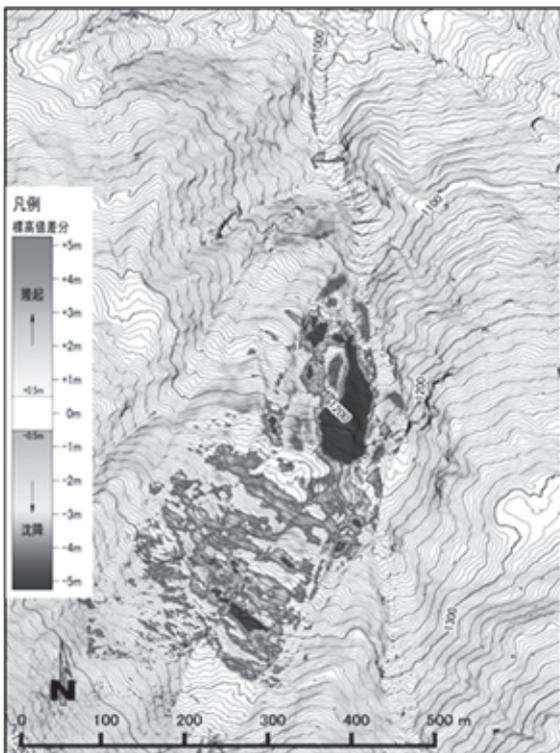


図4



写真2



写真1

# 平成二十八年年度 入札・契約制度の改正について

平成二十八年度の徳島県の入札・契約制度の改正について、治山林道工事に関係する事項の概要について報告します。

平成十年をピークに減少が続いてきた建設投資は、平成二十三年を境によく増加に転じたものの、平成二十七年年度は大幅な増加は見込めず、建設企業の厳しい状況は継続しています。

このような中、建設産業では、長く続いた厳しい競争により就業者は大幅に減少し、担い手不足が深刻化しています。特に、若年労働者の減少が著しく、このままでは、将来のインフラの維持に支障を生じかねない状況にあり、「建設産業の担い手の確保・育成」は喫緊の課題となっています。

また、近年、本県においては、台風や大雪による災害が頻発しており、復旧作業に欠かせぬ存在である建設企業の地域における役割は、益々重要性を増しています。

このため、平成二十八年度の入札・契約制度改正では、

●みんなが入りたい「オシャレな建設産業」を目指して「ひとの回帰・育成」と「ワーク・ライフ・バランスの推進」

●未来につなぐ建設産業を目指して「建設企業の適正な評価」

●「地域の活性化や雇用の促進」を目指して公共工事の「円滑な事業執行」「企業の負担軽減」による建設産業の健全な発展「地産地消の推進」

などの視点から、建設企業が持続的な経営を維持できるような、所要の制度設計及び運用の改善を行う。

なお、平成二十六年六月に改正された「公共工事の品質の確保に関する法律」では、「建設企業が適正な利潤を得られるよう、適正な予定価格の設定やダンピングの防止」が明記されていることから、建設企業が適正な価格で工事を受注できるよう、引き続き「ダンピング対策」にも取り組む。

I 建設産業の担い手の確保・育成

II 建設企業の適正評価

III 企業の立場に立った執行

IV 企業の負担軽減等

V 県内企業の活用推進

なお、入札・契約制度改正は、平成二十八年五月一日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用することを基本とする。

## 1. みんなが入りたい建設産業を目指して

### 【ひとの回帰・育成】

① 「技術者育成型総合評価」を新設（若手育成型を拡充）

(1) 現行の「若手技術者育成型総合評価」に「UI Jターナー」、「女性」を加えた「技術者育成型総合評価落札方式」を新設する。（一部工事で試行）  
・配置予定技術者の年齢が四十五歳未満の場合に

評価「5点～15点」  
・女性技術者及びUI Jターンの技術者は加算「2点」

② 総合評価落札方式で「登録基幹技能者の活用」評価の実施

(2) 簡易型以上（一億円以上）で、「登録基幹技能者資格を有する者の活用」を評価する。「2点」  
※下請企業の所属者含む（県内在住者に限る）。  
※一職種一名以上配置できれば評価（当該工事に含まれる職種に限る）

### 【ワーク・ライフ・バランスの推進】

① 現場代理人・主任技術者の交代要件の緩和

(1) 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」等に技術者の交代要件として「妊娠、出産、育児、介護」を明記する。

② 社会保険等未加入業者の一次下請禁止

(2) 社会保険等未加入業者との一次下請契約締結を禁止する。

・下請代金総額三、〇〇〇万円（建築工事の場合）は四、五〇〇万円）以上が対象

・違反者には制裁金、入札参加資格停止、工事成績評定の減点を科す。

③ 余裕のある契約工期の設定（休日の確保）

(3) 多くの現場が「日曜日のみ休日」となっている現状を考慮し、実工期に「週当たり一日」割り増しした、「担い手確保モデル事業」を実施する。

#### ④ 余裕のある契約工期の設定（施工の平準化）

(4) 予め最大準備期間を見込んだ工期を設定できる  
よう、「工事着手日選択工事」を拡充する。

※最大準備期間・実工期（実作業日数＋後片付け日数）×不稼働割増係数の三割以内（四十日以上）の日数に二十日を加えた範囲内で定める。

※工期の始期日から受注者が選択した工事着手日までの準備期間は、現場代理人及び主任技術者の配置を必要としない。

#### ⑤ 債務負担行為の活用による適正な工期の設定

(5) 債務負担行為の活用等により、年間を通した工事発注の平準化と計画的かつ切れ目のない発注を推進する。

## 2. 未来につながる建設産業を目指して

### 【建設企業の適正評価】

#### ① 防災活動の出動実績評価の拡大

(1) 深夜や警報発表時に限らず、大雪時の除雪や倒木処理など困難な業務も加点する。

※総合評価・平成二十八年度から評価

要請を受けた活動「5点」

※格付け・平成二十九年度から加点

要請を受けた活動「4点/回」最大20点（変更なし）

#### ② ボランティア活動に防災活動を追加

(2) 大雪など異常気象時や浸水対応などの災害関係のボランティア活動も評価する。

※総合評価・平成二十八年度から評価

活動「5点」

※格付け・平成二十九年度から加点

活動「2点/回」最大10点（変更なし）

#### ③ 優良建設技術者表彰制度の拡充

(3) 「優良建設技術者賞」の被表彰者数を見直し、一名程度から四名程度に拡充する。（土木三名、建築一名、うち一名は知事表彰）

※若手建設技術者奨励賞（三十五歳未満）は引き続き一名とする。

・総合評価における「徳島県優良工事表彰等」の評価に、「優良建設技術者表彰」を追加

知事賞「5点」部長賞「2点」

#### ④ 優良業務表彰制度の拡充

(4) 「測量・地質調査業務」において優良業務表彰（二者程度）を創設するとともに、「設計業務」の被表彰者数を見直し、土木・建築関係各一者程度から土木三者程度、建築一者程度に拡充する。

・企業評価基準において、平成二十九年度から各種表彰企業を評価「5点」

## 3. 地域の活性化や雇用の促進を目指して

### 【企業の立場に立った執行】

#### ① 設計変更等相談窓口の設置

(1) 受注者からの設計変更にかかる相談や苦情を受けける窓口を「出納局検査企画課」に設置する。

#### ② 再質問期間の設定

(2) 応札者が不利になることなく再質問が可能となるよう、質問機会、回答書の閲覧期間を二回に分けて設定する。

#### ③ 設計金額の事後公表の見直し

(3) 設計金額二億円未満の工事のうち、修繕、耐震化、大規模仮設工事等の「見積りが難しい」工事については設計金額を事前公表する。

#### ④ 委託業務の発注見通しの公表

(4) 現在、工事で実施している四半期毎の発注見通しを委託業務においても実施する。

※未発表計画等を除く（設計金額二五〇万円以上）

#### ⑤ 最低制限価格等の見直し

(5) 公共工事の品質確保の観点から、最低制限価格、低入札価格調査基準価格等の算定率を引き上げる。

※四月一日以降の入札公告案件で適用。

## 4. 企業の負担軽減等

### 【企業の負担軽減】

#### ① CPDの評価基準の見直し

(1) 企業や技術者の時間的な負担等を軽減するため、CPDの評価基準を見直す。

・簡易型以上

五年間 五〇ユニット以上「5点」、

三〇ユニット以上「3点」

・施工能力審査型

五年間 五〇ユニット以上「5点」、

三〇ユニット以上「3点」

※ただし、前年度に取得単位がないものは評価しない。

※施工能力審査型は、有効取得期間が二年間から五年間へ改正となることから、平成二十八年度に限り現行の評価基準を併用

## ②家畜伝染病協定等（研修）の評価基準の見直し

- (2) 研修を開始後、三年が経過し、研修内容の定着が図れたことから、有効評価受講年度を延長（緩和）する。

※当該年度から前々年度までの受講実績を評価

## ③低入札価格調査基準価格を下回った場合の辞退制度を新設

- (3) 入札金額が調査基準価格を下回った場合に低入札調査を辞退する旨の「低入札調査辞退届」を入札参加資格申請時に提出することにより、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、低入札調査の辞退を認める。

## ④工事関係書類の簡素化

- (4) 土木施工管理基準及び土木工事共通仕様書を改定し、提示書類の簡素化等を実施する。

※（例）出来型管理の測点間隔を二〇mから四〇mに改定し、工事写真等を削減

※平成二十八年七月一日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

## ⑤講習会の実施等による支援

（入札等支援）

- ア 入札等支援講習会の実施  
 ア 入札参加に必要な見積・総合評価落札方式・施工体制等に関する基礎知識を習得するための講習会を、平成二十八年年度においても引き続き実施する。

（電子化支援）

- ア 電子納品の個別相談会等の実施  
 ア 電子納品に関する個別相談会等を、平成二十八年年度においても引き続き実施するとともに、習熟度アップにつながる取組を実施する。

- イ 電子入札システムの共同利用の拡大  
 (イ) 平成二十八年年度においても引き続き、市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。  
 （建設業支援）  
 ア 現場代理人等の適切かつ効率的な配置  
 ア 建設企業が現場代理人等を適切かつ効果的に配置できるよう「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の周知を図る。

イ 建設業BCPの認定

- (イ) 建設業BCPの策定支援及び認定企業に対するフォローアップを、平成二十八年度においても引き続き実施する。

- ウ 入札参加資格審査申請の市町村との共同受付  
 ウ 建設企業の負担軽減と県及び市町村の事務の合理化・効率化を図るため、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を引き続き実施する。

## 5. 県内企業の活用推進

### 【県内企業の活用推進について】

#### ① 県内企業への優先発注

- (1) 平成二十八年年度においても引き続き、県内企業発注率（件数・金額）九〇%以上を目指す。

#### ② 県内産資材調達の推進

- (2) 平成二十八年年度においても引き続き、県内産資材の原則使用を推進する。

#### ③ 県内産出の原材料及び技術の優先使用

- (3) 河川産出物の建設資材としての活用等、県内産出の原材料及び技術の優先使用を推進する。

## 県人事異動

平成二十八年四月一日の人事異動により、治山林道関係で、次の方が新しい職場に赴任されました。

《 》内は旧職・敬称略

### ◎農林水産部

部長 松本雅夫

### ◎農林水産部農林水産基盤整備局

局長 川崎陽通

### ◎農林水産部付（建設技術センター派遣）

課長 山岡嘉暉

### ◎農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課

副課長 田中勝也

課長補佐（リーダー）（森林整備担当） 藤丸光人

課長補佐（リーダー）（森林整備担当） 藤丸光人

主査兼係長（森林整備担当）（治山） 宮本真二

係長（森林整備担当）（治山） 一原哲也

《南部総合県民局産業交流部〈那賀〉主任（森林整備担当）（治山）》

主任（森林整備担当）（治山） 藤丸幸典

《西部総合県民局県土整備部〈三好〉主任（河川・砂防担当）》

主査兼係長（森林整備担当）（林道） 溝俣和哉

《西部総合県民局農林水産部〈美馬〉主査兼係長（森林整備担当）（林道）》

係長（森林整備担当）（林道） 馬場哲之

《西部総合県民局農林水産部〈三好〉係長（森林整備担当）（林道）》

主任（森林整備担当）（林道）  
畑 村 昭 登

◎**東部農林水産局（徳島）**  
課長補佐（森林整備担当）（林道）  
木 本 正

《農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課 課長  
補佐（森林整備担当）（林道）》  
係長（森林整備担当）（治山）  
山 西 昭 広

《東部農林水産局（徳島） 主任（森林整備担当）（治山）》  
主任（森林整備担当）（林道）  
下 元 経 寛

◎**東部農林水産局（吉野川）**  
課長（リーダー）（林務担当）  
渡 辺 誠

《西部総合県民局農林水産部（美馬） 課長補佐（リーダー）（次世代林業プロジェクト担当）》  
課長（リーダー）（森林整備担当）  
黒 島 計 治

◎**西部総合県民局農林水産部（美馬）**  
課長（リーダー）（森林整備担当）  
《南部総合県民局産業交流部（那賀） 課長（リーダー）（森林整備担当）》  
主査兼係長（森林整備担当）（治山）  
伊 藤 岳

《西部総合県民局農林水産部（三好） 主査兼係長（森林整備担当）（治山）》  
主任（森林整備担当）（治山）  
安 藤 誉

《東部県土整備局（吉野川） 主任（主査兼係長（森林整備担当）（林道））》  
主査兼係長（森林整備担当）（林道）  
瀬 高 哲 郎

◎**西部総合県民局農林水産部（三好）**  
課長（リーダー）（森林整備担当）  
枝 川 義 武

《南部総合県民局産業交流部（那賀） 課長補佐（リーダー）（次世代林業プロジェクト第二担当）》

主査兼係長（森林整備担当）（治山）  
古 野 幸 司

《南部総合県民局産業交流部（那賀） 係長（森林整備担当）（林道）》  
主事（森林整備担当）（治山）  
樋 口 真 士

《新採》  
係長（森林整備担当）（林道）  
酒 本 祐 樹

《西部総合県民局農林水産部（三好） 主任（森林整備担当）（林道）》  
主任（森林整備担当）（林道）  
面 田 耕 市

《東部農林水産局（徳島） 主任（森林整備担当）（林道）》  
主任（森林整備担当）（林道）  
渡 津 拓 郎

◎**南部総合県民局産業交流部（美波）**  
課長補佐（林務担当）  
松 下 俊 郎

《西部総合県民局農林水産部（美馬） 課長補佐（森林整備担当）（治山）》  
主事（林務担当）  
犬 伏 舞

◎**南部総合県民局産業交流部（那賀）**  
課長（リーダー）（森林整備担当）  
國 見 賢 治

《西部総合県民局農林水産部（三好） 課長（リーダー）（森林整備担当）（治山）》  
主任（森林整備担当）（治山）  
野 尻 徹

◎**治山・林道関係以外に転出された方々**  
農林水産部付（徳島森林づくり推進機構派遣）  
相 原 一 弘

《農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課長》  
農林水産部付（徳島森林づくり推進機構派遣）  
朝 倉 光 男

東部農林水産局（徳島） 係長（新次元林業プロジェクト担当）  
久 積 崇 広

《農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課係長（森林整備担当）（治山）》  
環境首都課係長（自然環境担当）  
永 本 吉 宏

《農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課係長（森林整備担当）（林道）》  
東部農林水産局（徳島） 課長（リーダー）（林業振興担当）  
村 上 英 司

《東部農林水産局（吉野川） 課長（リーダー）（林務担当）》  
南部総合県民局産業交流部（那賀） 次長（那賀担当）  
伊 賀 上 朗

《西部総合県民局農林水産部（美馬） 課長（リーダー）（森林整備担当）》  
西部総合県民局農林水産部（美馬） 係長（河川・砂防担当）  
三 木 孝 訓

《西部総合県民局農林水産部（美馬） 主任（森林整備担当）（治山）》  
東部農林水産局（徳島） 主任  
柳 本 豪

《西部総合県民局農林水産部（美馬） 主任（森林整備担当）（林道）》  
農林水産基盤整備局農山漁村振興課主任主事  
村 木 優 作

《西部総合県民局農林水産部（三好） 主任主事（森林整備担当）（林道）》  
西部総合県民局農林水産部（三好） 課長補佐（林業振興担当）  
藤 友 毅

◎**退職された方々**  
《南部総合県民局産業交流部（美波） 課長補佐（林務担当）》  
南部総合県民局産業交流部（美波） 主任（新次元林業プロジェクト第一担当）  
西 澤 元

《南部総合県民局農林水産部（阿南） 主任（森林整備担当）（林道）》  
《南部総合県民局産業交流部（那賀） 主任（森林整備担当）（林道）》  
栗 本 仁 志

《農林水産部付（徳島森林づくり推進機構派遣）》  
岩 野 泰 三  
井 上 雅 仁  
《農林水産部付（徳島森林づくり推進機構派遣）》

# 第32回

# 治山林道写真コンクール作品募集

【締め切り】平成28年5月31日(火)(当日消印有効)

## ◆治山林道写真コンクール・表彰

### ●最優秀賞 二点

〔各部門一点〕

賞状及び副賞（三万円相当の商品券）

### ●優秀賞 四点

〔各部門共通〕

賞状及び副賞（一万円相当の商品券）

### ●佳作 六点

〔各部門共通〕

賞状及び副賞（五千円相当の商品券）

## ◆応募部門・写真テーマ

### ●工事部門

治山林道工事により設置された構造物とそれらを取り入れた風景。工事中の人物、建設機械などダイナミックな動き、また木材搬出など林道利用の状況をとらえた写真。

### ●森林部門

森林の果たす役割、森林と人間とのかわり、森林と水辺の景観など、森林に関する幅広く新鮮な写真。

京都議定書で、日本のCO<sub>2</sub>削減目標率の大部分を森林が担っています。

## ◆応募資格

県内に住所を有する、又は通学、勤務するアマチュア写真家の方。

## ◆応募規定

### ■撮影場所

県内で撮影したものに限りま。

### ■作品の規格

カラー及びモノクロのキャビネ判（二・七cm×一七・八cm）でプリントして、ネガを添付する。デジタルカメラの場合も右記のサイズでプリントして、データをCD-ROMもしくはFDに保存して添付する。また、作品ごとに応募票（自作可）を貼り付けて下さい。

## ◆その他

- 応募作品は未発表に限りま。応募作品の数は問いません。応募作品の返却は致しません。
- 入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとします。
- 入賞通知 平成二十八年六月
- 入賞者に直接通知するほか、「治山林道協会報」に発表します。
- 審査 主催者が委嘱する審査員

## ◆作品・送り先

〒七七〇一〇九三九

徳島市かちどき橋一丁目四十一番地

（林業センター五階）

徳島県治山林道協会「写真コンクール」係

TEL 〇八八一六五三一三三一五



全国森林土木建設業協会におきましては、森林土木事業の労働安全意識を高めるとともに森林土木事業を広く普及啓発するために、安全標語を募集いたします。提出様式は自由とします。

### ◆参考例

- 今日も無事故でお疲れさま。
  - いつもその笑顔で。
  - 明るい現場に事故はない！
  - 山を守る。森を守る。
  - 君たちの未来を守る。
  - 私も担う 明日の森林づくり
  - 地球環境を守る森林づくり
- 安全作業で取り組みます。

選考審査により、最優秀賞一点（副賞）、優秀賞四点（副賞）が選ばれます。

応募締め切り・提出方法は、八月中に徳島県治山林道協会に提出をお願いいたします。

## 備 忘 録

平成28年度、新しい年度が始まりました。今年度の治山林道公共予算は、対前年比較では厳しい幕開けとなりました。今後は年度をつなぐ公共事業関係の補正予算に期待したいと思います。また国政策の方向を見極め、好機を逃さずこれらに向け、気を引き締めて取り組んで参りたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

協会報発行直前の4月14日21時頃、熊本県を中心とする震度7の大きな地震が発生し尊い命が奪われました。未だ強い余震が続いており予断を許さない状況で、多数の被災者が大変なご苦勞をされています。九州地方のみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

## 本協会の主な動向 (12月～2月)

- 12月 25日 治山林道事業に関する知事への要望
- 1月 21日 平成27年度常勤役員、事務局長等会議（東京都）
- 25日 全国治山林道協会会長会議（東京都）
- 26日 日本林業再生研究会、民有林振興会通常総会（東京都）
- 2月 5日 平成28年度林道事業国予算要望（東京都）
- 17日 平成28年度治山事業国予算要望（東京都）
- 19日 平成27年度治山林道協会報告会